草津市勤労者福祉基本方針　体系見直し

資料4

【現方針】市が推進すべき施策の方向性	【現方針】項目	【見直し（案）】市が推進すべき施策の方向性	【見直し（案）】項目	ポイント	関連する取組等（一例）
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み（充実した生活創造に向けて）	① 人権 ② 健康 ③ 子育てや介護など家庭生活、地域活動 ④ 生涯学習 ⑤ 余暇の有効活用	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み（充実した生活創造に向けて）	① 【継続：市独自】健康で心豊かに生活できる環境づくり ② 【継続：市独自】子育てや介護など家庭生活、地域活動 ③ 【継続：市独自】生涯学習活動の推進 ④ 【継続：市独自】余暇の有効活用	・仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進は、働き方改革の重要な柱であり、推進すべきであるため、引き続き「市が推進すべき施策の方向性」として記載しています。	・生活習慣・食育、各種検診に関する啓発、介護予防の取組に関する出前講座・講師等の派遣 ・「健幸都市くさつ」の実現（※）に向けた各種施策の実施（BIWA-TEKUアプリの活用、健幸フェアの実施等） ・各種休暇の制度のPR、推進に向けた周知・啓発等 ・育児の援助を受けたい人と行いたい人に対する活動支援（ファミリーサポートセンター） ・生涯学習に関する講座やイベント等の情報発信（生涯学習ガイドブック「誘・遊・友」） ・自分の知識や経験等を活かした学習ボランティアの育成（「ゆうゆうびとバンク」） ・市内のスポーツイベント等の情報発信 ・文化・芸術活動の場の提供、文化・芸術活動へ触れる機会の提供（美術展覧会、アートフェスタ） ・まいにちビブリオバトル、健康講座の実施（草津市立市民交流プラザ）
(2) 働きやすい環境づくりに向けた取り組み（誰もが等しく働けるために）	① 女性 ② 障害者 ③ 外国人労働者 ④ 非正規労働者	(2) 働きやすい環境づくりに向けた取り組み（多様性の尊重）	① 【変更：（参考）労働施策基本方針】職場等における人権意識の醸成・ハラスメント対策への取組 ② 【変更：（参考）労働施策基本方針】多様な主体が活躍できる環境づくり ③ 【変更：（参考）労働施策基本方針】多様な働き方が尊重される環境づくり	・【現方針】の「項目」には、特定の対象者を抽出して記載していましたが、勤労者福祉基本方針は、対象者を問わず、全ての勤労者の福祉向上を目的とする指針であること、また、働き方改革では「多様性」を重視していること踏まえて、【見直し（案）】では表現を修正しました。	・市内企業・事業所への訪問による人権啓発等 ・女性の総合相談窓口（家族・職場の人間関係、セクハラ、DV、LGBT等）の設置 ・働き方改革に関する講座開催等 ・男女共同参画に関する啓発紙の発行、女性の社会進出・起業支援（起業塾等） ・シルバー人材センターの運営支援による就業機会の確保 ・関係機関の発行するポスターやリーフレット等による制度の周知・啓発等
(3) 高齢社会を迎えた取り組み	① 高齢者の能力活用 ② 生きがいを求めて	(3) 【新】企業・雇用主の意識改革に向けた取り組み	① 【変更：（参考）労働施策基本方針】長時間労働の是正・過労死等の防止に向けた啓発等 ② 【変更：（参考）労働施策基本方針】均衡のとれた待遇の確保に向けた啓発等	・【現方針】の「市が推進すべき施策」には高齢者に特化した記載となっていましたが、【見直し（案）】の「市が推進すべき施策」(1)・(2)に含めて記載することとしました。 ・働き方改革の重要な柱である「不合理な待遇差の解消」に向け、企業の意識改革に関する施策を新たな方向性として設定しました。	・研修会等への講師の無料派遣（ワーク・ライフ・バランス、長時間労働是正、働き方改革） ・ワーク・ライフ・バランスの推進に係るリーフレットの作成および市内事業所への周知・啓発等 ・市内企業への健康経営の推進・啓発等 ・関係機関の発行するポスターやリーフレット等による制度の周知・啓発等 ・関係機関の発行するポスターやリーフレット等による制度の周知・啓発等
(4) 勤労者福祉団体等との連携（自主福祉との協働・支援）	① 勤労者福祉サービスセンター ② 労働者福祉協議会 ③ 勤労者連合会	(4) 勤労者福祉団体等との連携	① 【継続：市独自】自主福祉との協働・支援	・勤労者福祉の向上に取り組む上で、勤労者福祉団体との連携は不可欠であるため、引き続き記載することとしました。 ・【現方針】の「項目」について、これまで個々の団体名を記載していましたが、他とのバランスを考慮し、表現を見直しました。	・勤労者福祉団体等が福利厚生事業等に対する活動支援 ・勤労者福祉団体等の活動を通じた情報共有、連携・協働の促進